

●お詫びと訂正

『RRC ニュース Vol.21 通巻 第 34 号』の1面の下段広告内の文言に誤りが
ありました。お詫びして訂正します。

**平成30年度末で、
法で定められた
定期点検の期日が
切れてしまいます！**

「フロン排出抑制法」が平成27年4月に施行され、所有者（管理者）には、使用しているすべての業務用冷凍空調機器について、簡易点検の実施とその点検・整備記録簿（ログブック）の記録と保存が義務付けられています。さらに、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器については、右表に示した頻度での「定期点検」が必ず必要です。

製品区分	圧縮機の定格出力	点検頻度
冷蔵庫及び冷凍機器	7.5kW以上	1年に1回以上
エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上
	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上


※これらの作業を怠ると法によって罰則が課せられます。

7.5kW以上50kW未満の業務用エアコンの定期点検は、3年に1回以上となっています。法令や省令第30号に定める平成29年度には検査方針の定期点検が集中することが十分予想されます。そのため、毎年の定期点検の計画が必要で、その定期点検は「十分な知見を有する者」（専門業者）が行う必要があります。時期が集中すると、この専門業者の手配がつきにくくなることとなります。余裕をもった点検実施スケジュールをご計画ください。「十分な知見を有する者」（専門業者）には、第一種第二種冷凍アレン取扱技術者等の資格が必要です。点検を行っていただく前に、ご確認ください。

「機器の整備記録・保存」はRaMSにお任せ！

（一財）日本冷凍環境・保全機構の冷凍管理システム（RaMS）を利用すると管理者に多くのメリットがあります。

- 1 漏えい量の算定・報告が簡単
- 2 整備の記録・保存を電子情報で管理
- 3 管理担当者交代時もスムーズな業務移行
- 4 ISO14001のエビデンスに活用可能
- 5 経済産業大臣・環境大臣より「情報処理センター」として指定
⇒情報管理は万全、サービスの中止もなし
- 6 第三者機関なので機器更新などの営業行為はなし など

RaMS (冷凍管理システム) についてのお問い合わせは
 一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構**
 Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization
 電話 (03) 5733-5311 月～金曜日 (祝・祭日除く) (9:00～17:00)
 URL <http://www.jreco.or.jp>

「平成 30 年度末で、」は誤りで、正しくは「平成 30 年 3 月末で、」です。